特定技能　受入負担金納付の流れ

１．受入負担金の納付

受入企業がＪＡＣに支払う受入負担金は、原則年払いとして全管連事業年度である始期５月～翌年４月分を全管連からの請求に基づき全管連指定口座に納付する。

なお、受入初年度に限り、受入企業の受入発生月から翌４月分の受入負担金の請求書を発行して対応する。

対象となる特定技能外国人の別	受入負担金の月額
試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受ける場合）	２万円
試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受けない場合）	１万５千円
試験免除者（技能実習２号修了者等）	１万２千５百円

２．受入企業の対応

1)入国前の対応

①全管連会員証明書発行申請時

ア）特定技能受入の誓約書(制度ﾙｰﾙの厳守、行動規範、延滞金の対応、全管連脱退への対応等)全管連が作成した誓約書（別添）の内容等を受入企業は同意する。

イ）受入負担金の請求　※受入負担金の具体的な内容と金額。

全管連より受入発生月～翌４月分の請求書を発行し、企業が内容と金額を確認。

２年目以降は、年払いで５月～翌年４月。

ウ）ＪＡＣで定めた行動規範(制度内容)の厳守

https://jac-skill.or.jp/kihan.pdf

②全管連会員証明書発行　※上記　ア）～ウ）に合意した受入企業に本会会員証を発行する。

2)入国後の対応　合意した請求金額を受入負担金として全管連指定の口座に振込む。

3）フロー

【振込の流れ】

国交省に受入報告書を提出する際に全管連にも受入報告書を提出※変更や帰国も同様

↓

全管連から受入企業に請求書を送付

↓

受入企業は全管連指定の口座に振込む

※請求について：初年度は受入発生月～令和３年４月分として請求書を発行。
２年目以降は５月～４月分として請求書を発行し、前年度中に
人数等異動があった場合はこの請求で相殺する。

全管連振込指定口座　　みずほ銀行　大塚支店　普通預金　№３０４０１１５
全国管工事業協同組合連合会